

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和2年2月26日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 専決処分の発生原因となる事実

令和元年9月18日（水）午後2時34分頃、周南市西松原4丁目御影大橋北詰交差点付近において、都市整備部公園花とみどり課嘱託職員が公用車を方向転換しようとした際、信号機に接触し、信号機電源ボックスが破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所 周南市大字徳山5632番地の4

氏名 山口県警察 周南警察署交通課交通規制係

係長 岩島 肇

(3) 損害賠償の額

¥742,500-

2 専決処分の年月日

令和2年2月7日